

基本構想事項の検討

第 1 章 第 6 次青梅市総合長期計画

3 計画の構成と期間

平成25年 (2013)	26	27	28	29	30	31	32	33	平成34年 (2022)
基 本 構 想									
平成25年度 ~ 平成34年度									
<p>基本理念、まちの将来像、将来人口、土地利用方針、まちづくりの基本方向等を明らかにし、まちのあり方を示します。</p>									
基 本 計 画									
平成25年度 ~ 平成34年度									
<p>基本構想の実現に向けて、施策を分野別に体系化し、施策の推進のための考え方や手法を明らかにします。さらに、様々な分野や施策が連動し合い、多様な主体が参画して、相乗的にまちづくりの推進を図る仕組みを示します。</p> <p>基本計画は、社会経済動向や新たな課題等を踏まえて、5年を目途に見直しを行います。</p>									
実 施 計 画									
<p>実施計画では、基本計画に示した主要施策や施策連動の仕組みにもとづき、具体的に実施する事業を計画します。</p> <p>計画の期間を3年単位とし、毎年のローリングによって施策の進捗を適切に管理し、柔軟な行政運営に取り組みます。</p>									

第3章 青梅市が目指す10年後のまちの姿

2 まちの将来像（案）

本市の将来都市像を

参考資料1 参照

とします。

6 まちの将来像の実現に向けて 旧「基本構想の推進のために」

我が国は、あらゆるものが右肩上がりの社会・経済状況を経験してきました。それが今では、長期景気低迷、人口減少、超高齢社会、未曾有の災害、転換するエネルギー政策など、日本の将来は、不透明な状況です。先行きが不透明な状況は、基礎自治体である本市においても同様であると言えます。

しかし、このような時であるからこそ、市民生活の安全・安心が確保され、子育て世代が本市で充実した時間を過ごし、子どもたちが夢を持つことができ、高齢者が元気に生きがいを持った生活ができるよう、市民と行政とが共に協力し、連携・協働し、民間活力や市民活動団体等の多様な担い手の参画・協力のもとで、一丸となって活力あふれるまちに向かうことができる好機であります。

このような時代を乗り切っていくために、基本構想に示す3つの基本理念のもと、まちのあり方の視点を重視した、10のまちづくりの基本方向であらゆる分野における施策に取り組み、選択と集中の観点による施策の重点化を図り、費用対効果の見極めや適正な事業評価のもとで、真に市民にとって必要なサービスを提供していきます。さらに、暮らしやすさの視点に立ち、青梅市の良さを生かし、戦略的にまちづくりを進めるため、様々な分野や施策が連動し合える仕組みのもとで、行政と、市民、地縁組織、市民活動団体、民間活力、専門家等の多様な担い手が連携・協働してまちづくりを進め、まちの将来像の実現に向けて一丸となって取り組んでいきます。